

請願 番号	件 名	処理の経過および結果
8	<p>(1) 浸水危険区域における建築物の建築の制限および罰則は条例から除外すること。</p> <p>(2) 危険区域指定の見直しを求める。</p> <p>(3) 「川の外」の対策よりも緊急を要する地域の河川整備を求める。</p>	<p>(1) 河川整備では一定レベルの安全度は確保できるが、施設整備だけでは対処仕切れないような異常豪雨が全国各地で頻発しているところである。このような状況を踏まえ、浸水危険区域においては、建築規制により、安全な住まい方への確実な誘導(緊急時の避難場所を確実に確保)を図り、どのような洪水からも命を守ることが重要であると考えている。また罰則については、建築規制と法制上の原理から一体不可分のものと考えている。</p> <p>(2) 危険区域指定は、決してまちを衰退させるものではなく、子や孫の世代にわたり安心して住み続けることができる安全な地域づくりを目指している。 区域指定にあたっては、関係住民と県、市町等の関係機関で構成される「水害に強い地域づくり協議会」において、避難場所の選定、安全な避難経路、避難のタイミングなど地域の特性を踏まえた避難警戒体制を内容とした「水害に強い地域づくり計画」を十分議論して策定してまいりたい。また、区域指定後は安全なまちづくりに向けた必要な支援を講じてまいりたいのでご理解いただきたい。</p> <p>(3) 河川整備では一定レベルの安全度は確保できるが、施設整備だけでは対処仕切れないような異常豪雨が全国各地で頻発していることを踏まえ、地先の安全度マップにより水害の危険性が高い地域については、地域住民の安全性を確保するため、川の中の対策に加え川の外の対策を総合的に実施し多重防護により安全性を高める必要があると認識している。</p>